

事務連絡  
令和6年9月6日

長野国有林森林整備協会  
名古屋造林素材生産事業協会  
(一社)長野林業土木協会  
(一社)名古屋林業土木協会  
(一社)林道安全協会中部支所  
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

### 請負事業者等の重大災害の発生について

令和6年7月29日、九州局管内の立木販売の事業箇所において重大災害が発生し、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

この災害は、主伐の作業現場において、同僚が伐倒した伐倒木（ヒノキ）が、下方で伐倒作業を行っていた被災者の左脇腹付近に当たり被災したと推定されるものです。

本災害は、伐倒時において、立入禁止区域（隣接して伐倒作業を行う場合、伐倒木の樹高の2.5倍相当の距離の範囲内）へ作業者を立ち入らせたこと、適切な受け口、追い口及び切り残し（つる）を作らせるなどの措置を講じなかったことにより被災したものと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態であります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡  
令和 6 年 9 月 5 日

各森林管理局  
森林整備部長 殿  
(請負事業者等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和 6 年 7 月 29 日、九州森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、主伐の作業現場において、同僚が伐倒した伐倒木（ヒノキ）が、下方で伐倒作業を行っていた被災者の左脇腹付近に当たり被災したと推定されるものである。

本災害は、伐倒時において、立入禁止区域（隣接して伐倒作業を行う場合、伐倒木の樹高の 2.5 倍相当の距離の範囲内）へ作業者を立ち入らせたこと、適切な受け口、追い口及び切り残し（つる）を作らせるなどの措置を講じなかったことにより被災したものと考えられ、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業者、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業者等の労働災害防止対策の推進について」（令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業者を立ち入らせないこと。

なお、隣接して伐倒作業を行う場合は、伐倒しようとする立木それぞれの高さの 2.5 倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の作業者を立ち

入らせないこと。

(安衛則第481条、林災防規程第68条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある作業者に周知すること。

さらに、当該立木の伐倒作業に従事する者以外の作業者に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒作業に従事する者に、あらかじめ、定めた合図を行わせ、他の作業者が立入禁止区域より確実に避難したことを応答合図により確認させた後に伐倒させること。

(安衛則第479条、林災防規程第64条、第65条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 3 事業者は、伐倒しようとする立木の胸高直径が20cm以上であるときは、作業者に、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作らせ、かつ、適当な深さの追い口を作らせること。ただし、胸高直径が70cm以上であるときは、3分の1以上とすること。また、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅のつるを確保させること。

なお、胸高直径が20cm未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合は、受け口、追い口及びつるを作らせること。

また、胸高直径が20cm以上の立木を伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いるなどの伐倒方向を確実なものとするための措置を講じさせること。

(安衛則第477条、林災防規程第66条、第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 4 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、災害発生時等の緊急時に対処するために必要な事項（通信可能な範囲、作業者の相互連絡方法、作業場所と山土場等の連絡拠点となる場所との連絡方法、連絡拠点から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡方法等）を定めるとともに、その内容を作業者に周知すること。

(林災防規程第24条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

- 5 事業者は、作業現場において作業を行うときは、①作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話または無線通信を使用させるように努めること、②作業者に対し、作業中の作業相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを

確認させること。

また、事業者は、労働災害が発生したときは、労働災害の発生を発見した作業員に対し、直ちに連絡責任者へ被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡させること。

(林災防規程第25条、第26条、第28条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

6 事業者は、伐木等初級者（伐木等作業の業務に従事した期間が3年未満の者）がいる場合は、伐木等指導者（伐木等作業の業務に従事した期間が概ね8年以上で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、事業者が指名した者）を、伐木等初級者が所属する作業班ごとに指名し、伐木等初級者に対して、次に掲げる事項について配慮するよう努めること。

(1) 胸高直径が概ね40cm未満の立木の単独伐倒を行わせないように努めること。

ただし、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で行う場合はこの限りでない。

(2) 胸高直径が概ね40cm以上の立木の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。

(林災防規程第46条、第47条関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。

二 (略)

三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

（伐倒方向と伐倒方法の選択）

第60条 会員は、伐倒方向及びそれに応じた伐倒方法について、次の方法を選択するよう努めなければならない。

- (1) 皆伐等の伐倒方向を自由に選択できる場合において、伐倒方向は、斜め下方向又は横方向を選択すること。
- (2) 伐倒方向を下方向又は上方向とする場合は、選択した方向に伐倒した場合の特質を十分理解して伐倒すること。
  - ア 下方向への伐倒においては、他方向への伐倒に比べて、伐倒木が倒れるときの速度が最も速くなることから、安全に伐倒を行うため、追いつる切りにより伐倒すること。
  - イ 上方向への伐倒においては、伐倒木が倒れるときに元口が跳ね上がることから、受け口と追い口の間の切り残し（以下「つる」という。）の強度を確保するため、つるを切り過ぎないようにすること。

（退避場所の選定）

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

- 2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

（伐倒合図）

第64条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。

（合図確認と指差し呼称）

第65条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 予備合図を行うこと。
- (2) 他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。
- (3) 本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒者以外の作業者が、立入禁止区域より確実に退避したことを確認してから伐倒すること。
- (4) 伐倒を完了した後、終了合図をすること。

（受け口及び追い口）

第66条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 受け口の深さは、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。なお、胸高直径が20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合は、受け口を作ること。

- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、45度を基本とし、少なくとも30度以上とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させ（以下、この一致した線を「会合線」という。）、かつ、会合線は水平とすること。
- (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。
- (4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込み過ぎないこと。

#### （くさびの使用）

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

- (1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。
- (2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

#### （立入禁止）

第68条 会員は、立木を伐倒する場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。

2 会員は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。

#### （緊急連絡の方法等の決定、周知）

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) 労働災害発生時における被災作業者の災害発生場所から山土場等へ、山土場等から医療機関までの移送の方法
- (5) （略）

#### （連絡責任者の選任と連絡方法等の確認）

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
- (2) 作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。
- (3) 作業員に対し、作業中の作業員相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
- (4) 作業員が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

(緊急連絡の方法等の確認)

第26条 会員は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) (略)

(作業員に行わせる安全の確認)

第27条 会員は、作業員に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業員相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業員相互の連絡において応答がない場合、他の作業員に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業員の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

(労働災害発生時の連絡等)

第28条 会員は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び作業員に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 労働災害の発生を発見した作業員は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
- (2) 労働災害発生時における連絡方法として定めた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等の救急機関に所要の連絡を行うこと。また、この場合、必要に応じ消防機関等の救急機関に応急処置、被災作業員の移送方法等について指示を求めること。
- (3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の作業員に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への被災作業員の移送等被災状況に応じた措置を講ずること。

(伐木等指導者の指名及び職務)

第46条 会員は、会員事業場に第2項第1号に定める伐木等初級者がいる場合は、同項第2号に定める伐木等指導者を、伐木等初級者が所属する作業班ごとに指名し、第47条に定める事項を行わせなければならない。



2 伐木等初級者及び伐木等指導者とは次の者をいう。

- (1) 伐木等初級者とは、安衛則第36条第8号の業務に係る特別教育修了者で、伐木等作業の業務に従事した期間が3年未満の者をいう。
- (2) 伐木等指導者とは、安衛則第36条第8号の業務に係る特別教育を修了し、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね8年以上で、伐木等初級者の指導ができる者のうち、会員が指名した者をいう。

(伐木等初級者に対する配慮)

第47条 会員は、第46条に定める伐木等初級者に対して、次に掲げる事項について配慮するよう努めること。

- (1) 胸高直径が概ね40センチメートル未満の立木（以下「普通木」という。）の単独伐倒を行わせないように努めること。ただし、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で行う場合はこの限りでない。
  - (2) 胸高直径が概ね40センチメートル以上の立木（以下「大径木」という。）の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。
  - (3) かかり木処理作業を単独で行わせないようにすること。伐木等初級者が単独で伐倒していた伐倒木がかかり木となった場合は、作業を中止させ、直ちに伐木等指導者の直接の指導の下で行わせること。伐木等指導者を呼びに行く場合等、伐木等初級者がかかり木未処理の現場を離れるときは、危険が生ずるおそれのある箇所には立ち入らせずに、その周囲にかかり木の存在を、縄張り、標識の設置等の措置により、明示させること。
  - (4) 第3節第3款に定める困難木の伐倒を行わせないように努めること。ただし、伐木等指導者の直接の指導の下で行う場合はこの限りでない。
- 2 会員は、前項第2号の大径木の伐倒について、伐木等作業の業務に従事した期間が概ね1年から2年までの伐木等初級者の技能が向上したと判断したときは、同号ただし書の規定にかかわらず、同一現場に所在する伐木等指導者の指導の下で、伐木等初級者による大径木の単独伐倒を行うことができるものとする。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日  
付け基発1207第3号）抜粋

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(1) 作業前の準備

- ア 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。
- イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。
- ウ 安全な伐倒方向を確認すること。なお、伐倒方向は、斜面の下方方向に対し、45度から105度までの方向を原則とし、このうち45度から75度までの間の斜め方向が望ましいこと。（図1参照）
- エ （略）

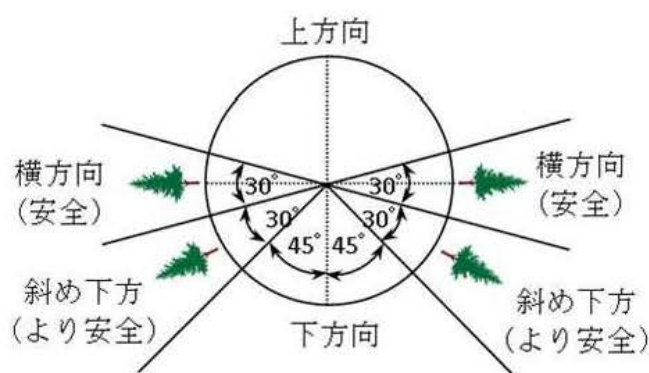


図1 安全な伐倒方向

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

- ア 安衛則第481条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。
- イ 同条第1項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。
- ウ 同条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。
- エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ 安衛則第479条第2項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

### (3) 基本的伐倒作業

#### ア 概要 (図2参照)

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(以下「つる」という。)を正しく残すこと。

なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

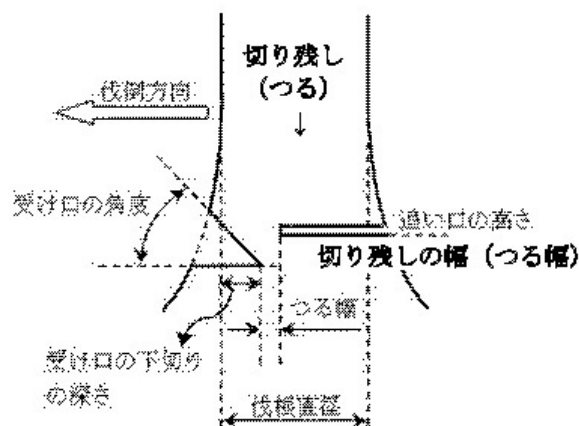


図2 受け口、追い口及び切り残し(つる)の関係

#### イ 受け口切り (図2参照)

以下の手順により受け口を切ること。

なお、伐根直径については、立木の根張りを含めるものではないこと。

(ア) 必要に応じて、根張りを切り取る。ただし、空洞木、腐朽木、傾き木等については切り取らないこと。

(イ) 受け口の下切りの深さが伐根直径の1/4以上となるように水平に切ること。なお、胸高直径が70センチメートル以上の立木の場合は、1/3以上となるようにすること。

(ウ) 受け口の斜め切りは、下切りに対して30度から45度までの角度で行うこと。このとき、下切り及び斜め切りの終わりの部分を一致させること。

(エ) 斜め切りを先に行い、その後下切りを行うこともできること。下切りを行う場合、下切りを斜めに切り上げることによって受け口の角度をより広くとることは問題がないこと。

#### ウ 追い口切り (図2参照)

(ア) 追い口切りは、受け口の高さの下から2/3程度の位置とし、水平に切り込むこと。

(イ) 追い口切りの切込みの深さは、つる幅が伐根直径の1/10程度となるようにし、切り込みすぎないこと。

#### エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、のこ道の確保及び伐倒方向を確実なものとするため等のために用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるのこ道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

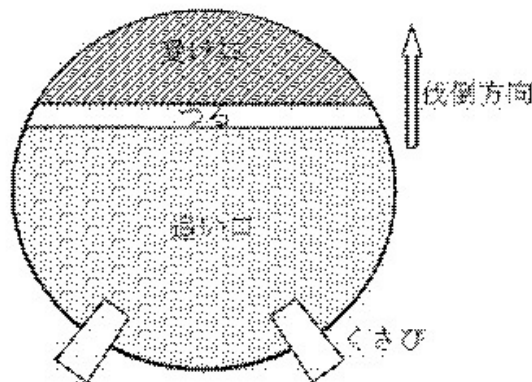


図3 くさびの打ち込み位置の例

#### オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

#### (4) 追いつる切り (図4参照)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、以下の手順による追いつる切りが安全に伐倒する方法として有効であること。

ア 受け口を切ること。

イ 追い口を切るときに、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れること。突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがあることに留意すること。

ウ チェーンソーで水平切りを行い、一方で、受け口の反対側となる幹の部分を追いつるとして残しておくこと。

エ 最後に追いつるを切ることにより、伐倒すること。

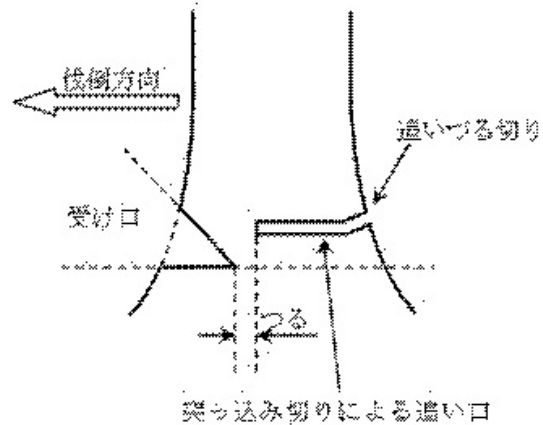


図4 追いつる切り

(5) (略)

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3）抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及びPHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所

キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法

ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法

ケ （略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3) （略）

## 5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

## 6 労働災害発生時の連絡等

事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。

(1) 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

(2) 3の(1)のエにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急措置、傷病者の搬送の方法等について指示を求めること。

(3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への傷病者の搬送等被災状況に応じた措置を講じること。

令和 6 年度

&lt;林 野 庁 集 計&gt;

令和6年8月6日現在

国有林野事業の実行に係わる  
請負事業体等の重大災害報告  
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計						2		2
前年度同期累計	1							1
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	九州森林管理局 宮崎森林管理署
2 事業の種類	立木販売（主伐「分収造林」）
3 災害発生日時等	令和6年7月29日（月）13時30頃発生（死亡：令和6年7月29日（月）16時11分 死因：左胸部多発外傷）
4 災害発生場所	宮崎県小林市須木 夏木国有林2030り林小班
5 契約相手方	宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣2132-1 株式会社 黒木木材 代表取締役 黒木 道生
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：69歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：(労)(健)(厚)(雇)退 共
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は9名体制（伐倒3名（被災者、同僚A、B）、集材2名（同僚C（事業主）、D）、造材・運材4名（同僚E、F、G、H））で作業に従事していた。</p> <p>昼休憩後、被災者と同僚A（3ヶ月前に入社（伐倒作業の経験も3ヶ月程度）は被災現場で伐倒作業を行っていた。また、同僚E、Fは約200m離れた場所で、同僚B、C、D、G、Hは約500m離れた場所で、それぞれ作業を行っていた。</p> <p>13時30分頃、同僚Aは、林地傾斜約24度の箇所、ヒノキ立木（D：26cm、H：約23m）を谷側に向けて伐倒することとし、同僚Aから見て伐倒を予定していた方向から左約45度の約18m下方で伐倒作業に従事していた被災者へ伐倒することを口頭で伝えた。被災者から「大丈夫だ」と返答を受けたことから伐倒を始めたが、受け口（下切り）を伐りすぎたため「切り残し（つる）」を作ることができず、伐倒方向が狂い被災者側へ倒れ、ヒノキ立木の高さ18m付近（幹及び枝条）が伐倒作業を始めていた被災者の左脇腹付近に当たり被災した。（伐倒の際、呼子笛等による合図及びくさびの使用は行っていな</p>



	<p>かった。)</p> <p>同僚Aは、すぐに被災者に駆けつけ声をかけたが、意識及び呼吸はなかったことから、13時45分頃、携帯電話で通話が可能な土場付近(災害発生箇所より約290m)まで降りて消防署へ通報し救急要請を行った。同僚Aは、気が動転して発生場所を正確に説明することができなかったと思い、土場より約420m離れた場所で造材作業をしていた同僚Eの所に行き、口頭でその旨を伝えた。同僚Eは、その場から携帯電話で消防署へ通報し救急要請を行った。(なお、救急隊は同僚Aの緊急要請の連絡を受け出動していた模様。)</p> <p>13時50分頃、同僚Eから無線連絡を受けた同僚Cが救急隊を迎えに向かい、14時05分頃、林道入り口で救急隊と合流し災害現場へ案内した。(同僚A、E等は被災者のいる現地へ戻り、救急隊からの指示どおり救急隊到着までの間、心肺蘇生法を行った。)</p> <p>14時15分頃、救急隊が現地へ到着した。救急隊の判断でドクターヘリを要請し、5m程度下の平らな箇所に被災者を移動させ、ヘリの到着を待った。その間、倒木により強打されたと思われる患部(頭・首・背中)を固定し、引き続き心肺蘇生法を行った。</p> <p>15時00分頃、現地へドクターヘリが到着し、上空から被災者を収容し病院へ向かった。</p> <p>15時30分頃、ドクターヘリが小林市立病院に到着したが、16時11分に死亡が確認された。</p> <p>主 因：立入禁止区域内に作業者を立ち入らせたこと、適切な受け口、追い口及びつるを作らせなかったこと</p>
10 その他	



災害箇所位置図 (1:400,000)  
(小林市須木 夏木国有林2030り林小班)



災害発生現場

約14km

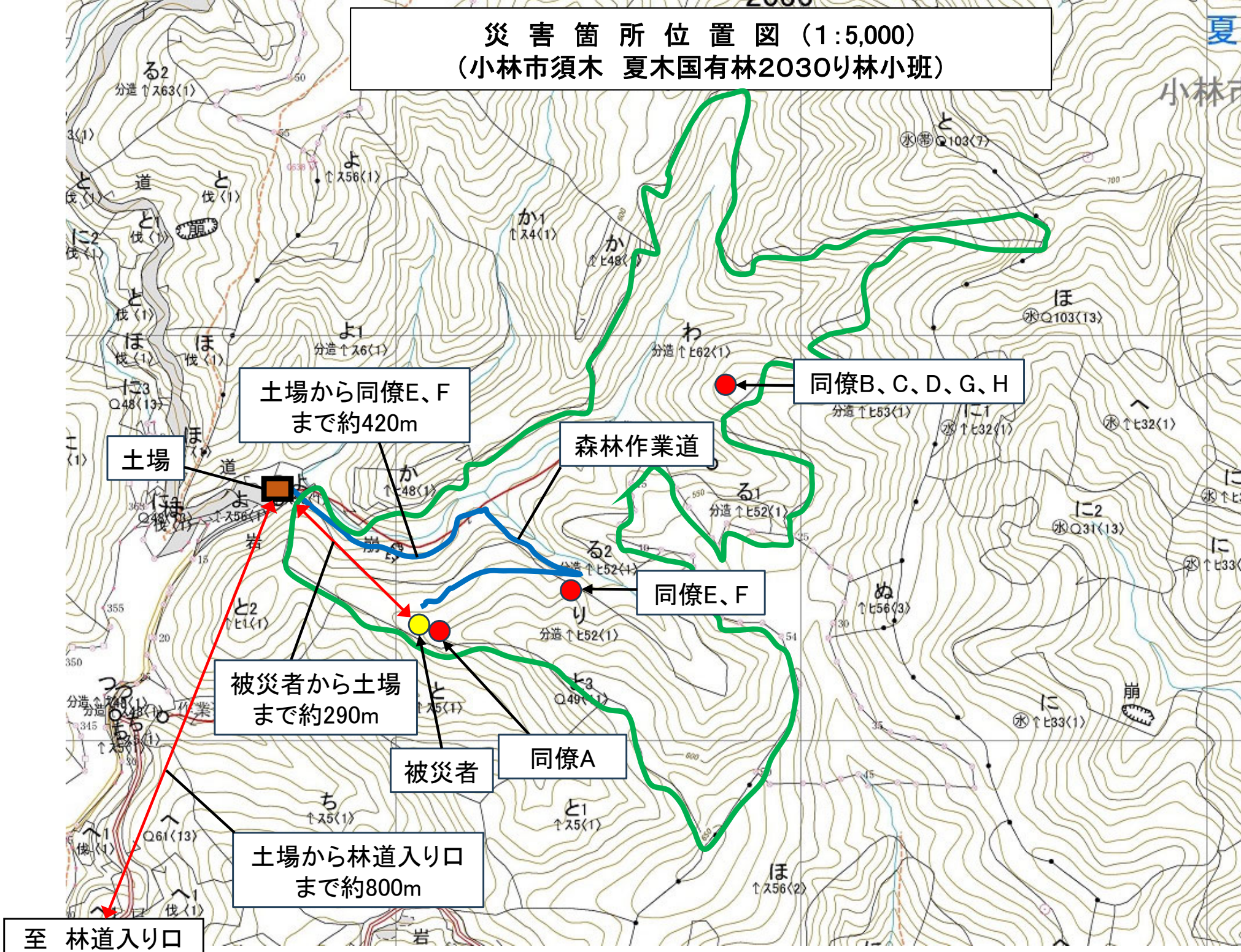
約43km

小林市立病院  
災害発生現場からの距離  
(ドクターヘリ搬送)  
現地～小林市立病院: 約14km

宮崎森林管理署

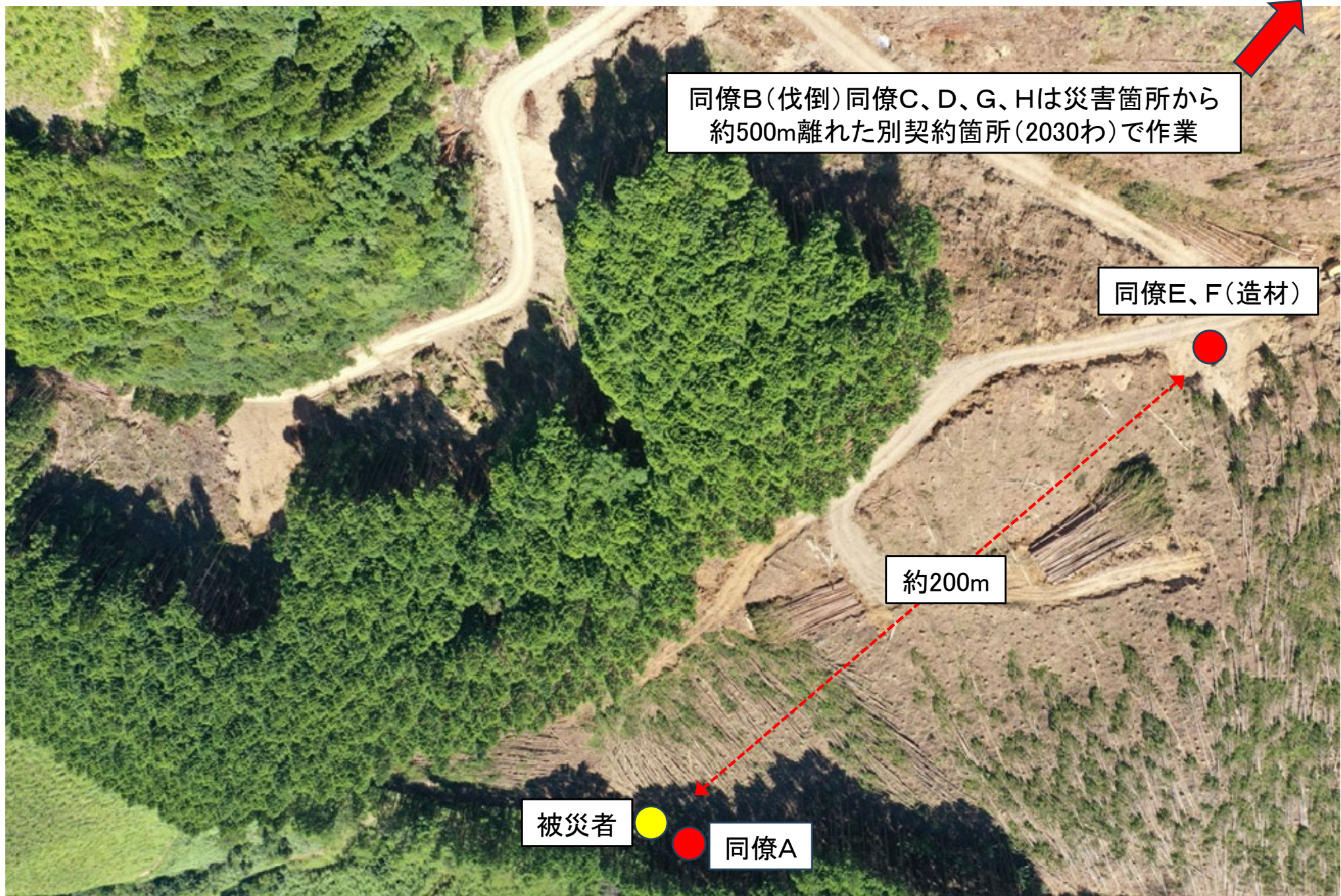


災害箇所位置図 (1:5,000)  
(小林市須木 夏木国有林2030り林小班)





作業配置状況写真  
(小林市須木 夏木国有林2030り林小班)



同僚B(伐倒)同僚C、D、G、Hは災害箇所から約500m離れた別契約箇所(2030わ)で作業

同僚E、F(造材)

約200m

被災者

同僚A



災害発生箇所見取り図  
(小林市須木 夏木国有林2030り林小班)

被災者

伐倒木  
樹高23m  
胸高直径26cm

元口から被災者  
まで18m

約45度

予定していた  
伐倒方向

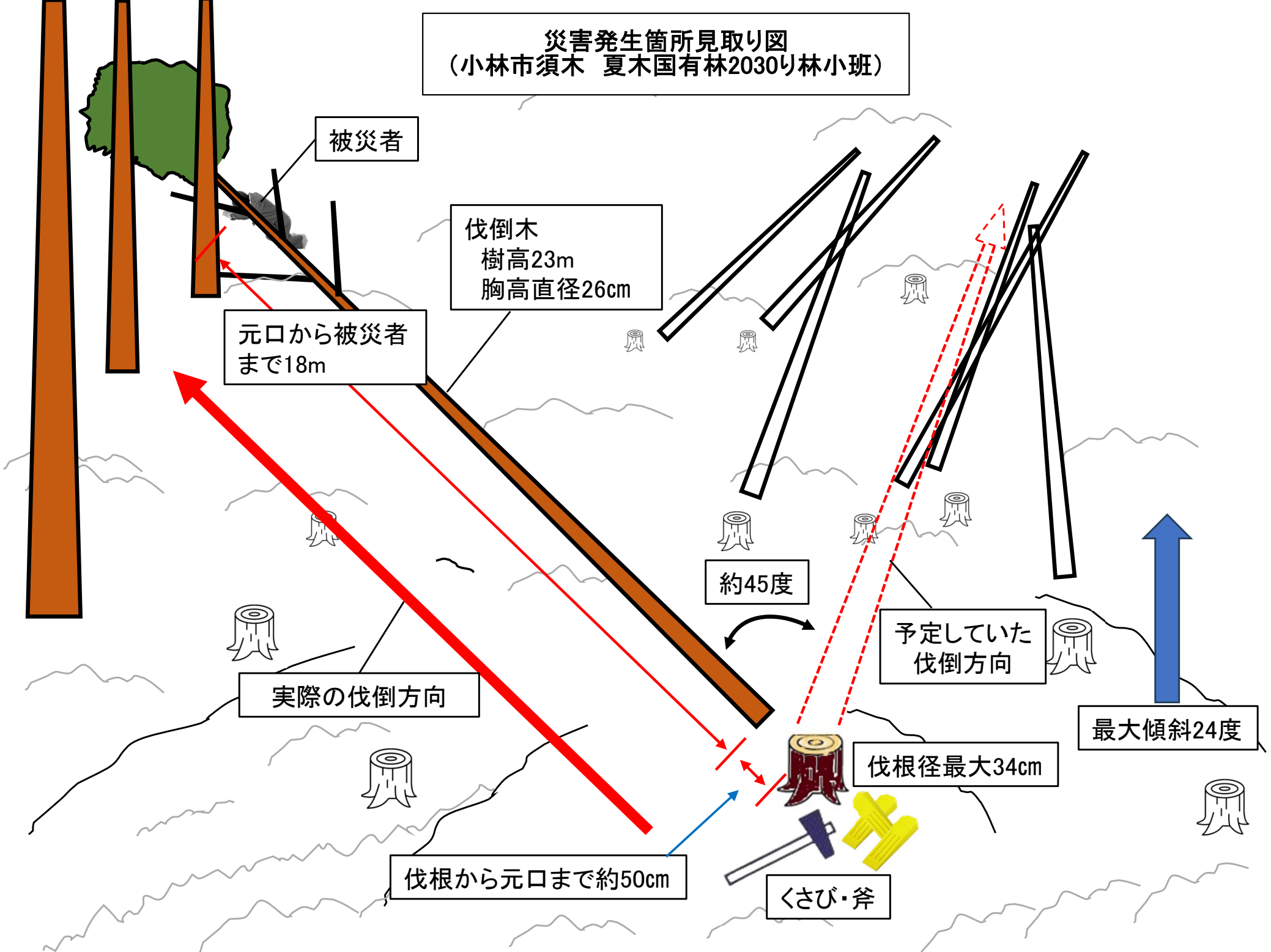
実際の伐倒方向

最大傾斜24度

伐根径最大34cm

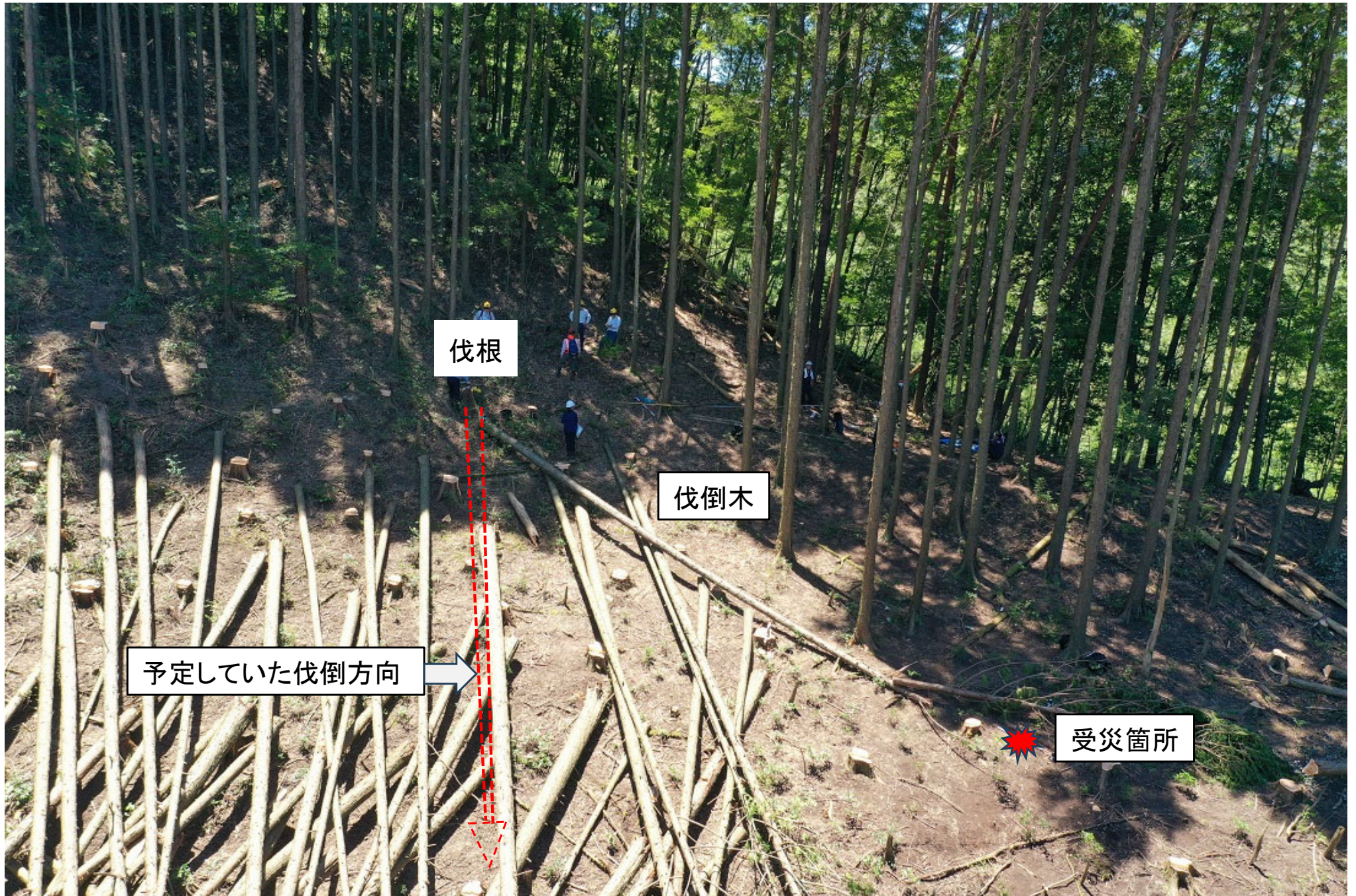
伐根から元口まで約50cm

くさび・斧





災害箇所状況写真①  
(小林市須木 夏木国有林2030㊦林小班)





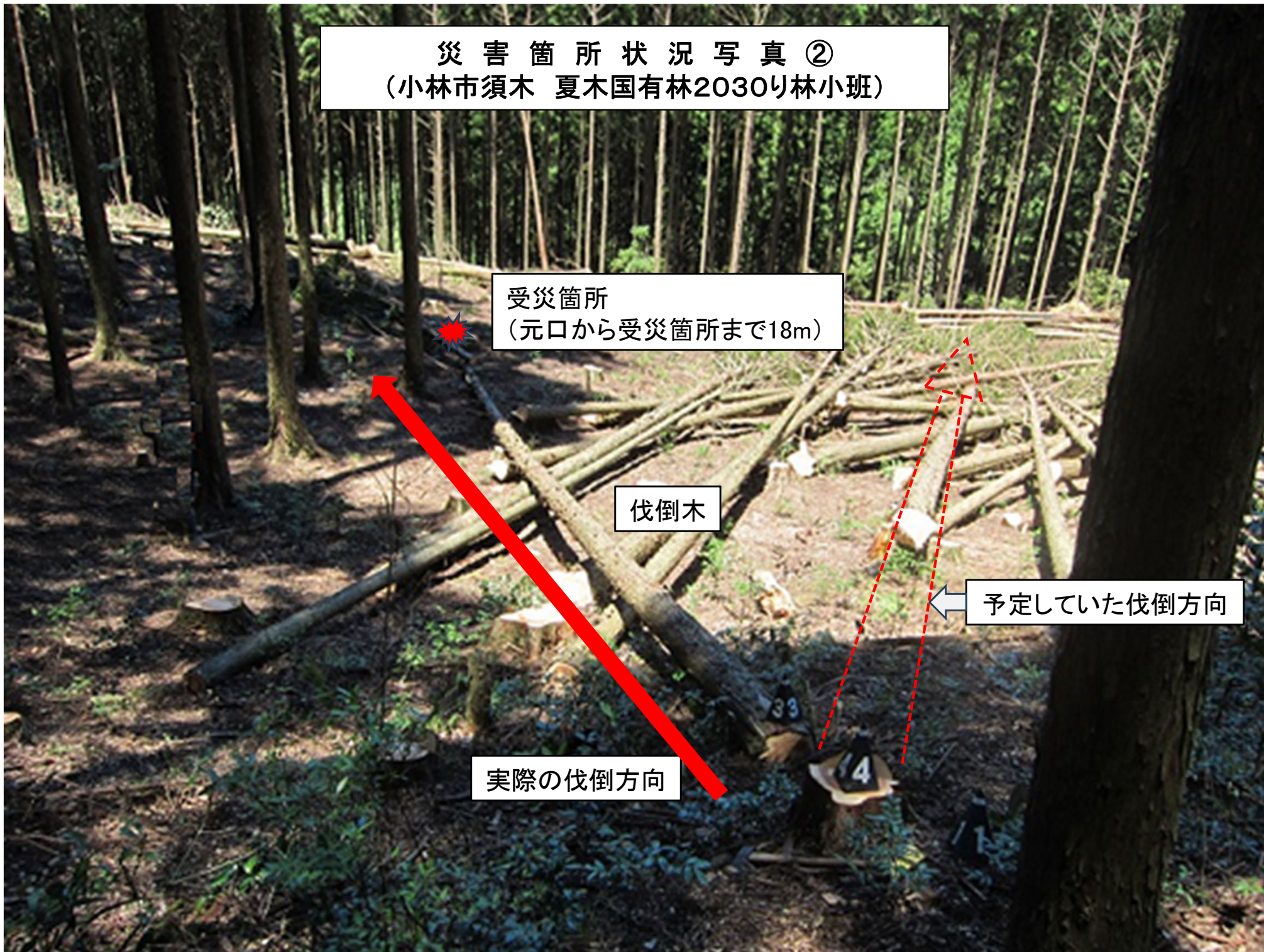
災害箇所状況写真②  
(小林市須木 夏木国有林2030り林小班)

被災箇所  
(元口から被災箇所まで18m)

伐倒木

予定していた伐倒方向

実際の伐倒方向





災害箇所状況写真③  
(小林市須木 夏木国有林2030㊦林小班)

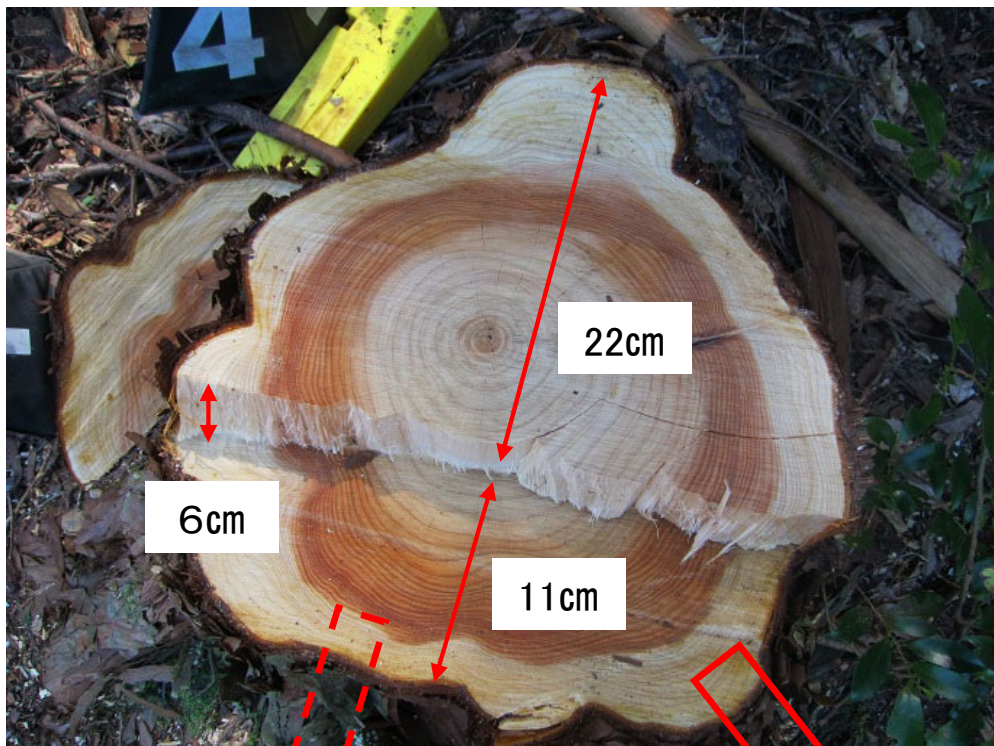
被災者

救出のため切断した伐倒木の梢端部





災害箇所状況写真④  
(伐倒木の伐根の状況)



予定していた伐倒方向

実際の伐倒方向